

201504037A

平成 27 年度厚生労働科学特別研究報告書

里親認定に係る研修に関する研究  
(H27-特別-指定-037)

研究代表者

神奈川県立保健福祉大学

新保幸男

## 研究課題：里親認定に係る研修に関する研究

課題番号：H27-特別-指定-037

研究代表者：所属機関 神奈川県立保健福祉大学  
氏名 新保幸男

研究分担者：所属機関 北海道大学  
氏名 松本伊智朗  
所属機関 神奈川県立保健福祉大学  
氏名 在原理恵、大庭志野、村上明美、鈴木志保子、笹田哲

研究協力者 ロング朋子（一般社団法人ベアホープ）  
柴田千香（愛知県西三河児童・障害者相談センター）  
井上保男（神奈川県中央児童相談所）  
後藤友美（神奈川県中央児童相談所）  
岩崎美枝子（公益社団法人家庭養護促進協会）  
赤木拓人（公益財団法人鉄道弘済会）  
網野武博（東京家政大学）  
柏女霊峰（淑徳大学）  
林浩康（日本女子大学）  
中塚幹也（岡山大学）  
宮島清（日本社会事業大学）  
小林理（東海大学）  
飯島奈津子（神奈川県弁護士会）  
高取しずか（NPO法人JAMネットワーク）  
野北康子（NPO法人葉山っ子すくすくパラダイス）

「里親認定に係る研修に関する研究」（H27-特別-指定-037）は、平成28年1月8日に研究をスタートし、以下に示す第1研究を2月末時点で調査票を回収し、並行して第2研究及び第3研究を進めることで、平成28年3月末日研究期間終了日までの約80日で集中して研究を進め、同年4月より研究成果の整理を行い、ここに研究成果を報告する。

第1研究「里親認定前研修の現状に関する研究-児童相談所設置自治体への平成28年2月時点での実態調査-」

第2研究「里親認定研修案の作成研究：平成29年4月実施を意識して」

第3研究「特別養子縁組審判例における特別養子縁組の養親となるものの適格性に関する研究」

## 目 次

総括研究報告	2 頁
第 1 研究	1 0 頁
第 2 研究	1 9 頁
里親認定研修に関する科目案	2 1 頁
ワーク・リソース集	2 6 頁
講義案の例	5 8 頁
第 3 研究	9 0 頁
研究全体のまとめ	1 0 3 頁

# 総括研究報告

## 1. 研究目的

本研究は、平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」の成立過程において政策立案を支えるとともに、公布（平成 28 年 6 月 3 日）後に発出されることになる「養子縁組里親研修」（養子縁組里親希望者に児童相談所設置自治体が提供すべきもの）の案について、その通知を作成する厚生労働省へ提示するという目的を持っている。

その際、本研究は、①当該条文（第 6 条の 4 第 2 号）の施行日（平成 29 年 4 月 1 日）前の時点で法定事業として既に実施されている「養育里親研修」の内容と比較しつつ、②措置機関である児童相談所で現在取り組まれている業務の流れとの関連を考慮しながら、③当該条文（第 6 条の 4 第 2 号）の施行日を意識しながら、④全国 69 児童相談所設置自治体のどこでも実施可能な「養子縁組里親研修」の案を作成することを目的としている。

## 2. 研究方法

以下に示す【研究 1】により、児童相談所設置自治体で行われている里親研修の平成 28 年 2 月時点での実態を明らかにした。また、【研究 3】により、特別養子縁組が認容される際の養親に求められる適格性の基準について考察した。【研究 2】では、本研究全体の目的である「養子縁組里親研修」の案を作成するために、実際の里親研修の企画・運営に携わっている研究協力者とともにワーキンググループを形成し、【研究 1】【研究 3】の結果を活用しつつ、「養子縁組里親研修」の案を作成した。

### 【研究 1】全国 69 児童相談所設置自治体への里親研修に関する実態調査

児童相談所を設置している全国 69 都道府県市児童福祉主管部（局）長を対象として、改正法成立前の平成 28 年 2 月 15 日時点における「里親認定に係る研修」の各自自治体の実情を把握するための実態調査を実施した。

### 【研究 2】里親認定研修の内容に関する検討

【研究 1】及び【研究 3】の結果を受けて、平成 29 年 4 月に施行が予定されている「養子縁組里親研修」のあり方について、児童相談所の里親研修担当者などと共に継続的な検討

を行い、「養子縁組里親研修」と既に実施されている「養育里親認定前研修」の内容との相互関係を意識しながら、養子縁組里親研修を含む里親認定研修の案を検討した。

【研究3】特別養子縁組審判例における特別養子縁組の養親となる者の適格性に関する研究

養子縁組里親希望者が特別養子縁組を成立する際に求められる養親としての適格性の内容を把握するために、特別養子縁組申立について公開されているすべての審判例であると思われる41審判例を対象として、「特別養子縁組の養親としての適格性」についてそれぞれの審判でどのように扱っているのか、審判文中に用いられている「適格」及び「適格性」という語に注目し、かつ、審判文の文脈を考慮して考察を行った。

【倫理面への配慮】本研究は、研究代表者が所属する神奈川県立保健福祉大学研究倫理委員会による承認を得て進めた。

## 3. 研究成果

【研究1】全国69児童相談所設置自治体への里親研修に関する実態調査  
平成28年2月時点での特徴的な実態について以下のことがわかった。

<1>「養子縁組」希望者の里親登録について。「すべて養子縁組里親と養育里親の両方に登録する」と回答した自治体が9.6%（有効回答数52自治体のうち5自治体）、「養子縁組里親のみに登録する場合と養育里親にも登録する場合がある」と回答した自治体が67.3%（同35自治体）と最も多く、「養子縁組里親には登録せず養育里親に登録する」9.6%（同5自治体）、「養子縁組里親のみに登録する」13.5%（同7自治体）であった。養子縁組を希望している場合でも養育里親としても登録することが一般的であり、中には、養子縁組を希望している場合でも養育里親のみに登録するという5つの自治体もあった。

<2>養子縁組希望者への里親研修の内容について。「養育里親と同じプログラムで実施している」と回答した自治体が94.2%（有効回答数52自治体のうち49自治体）とほとんどである。「一部別プログラムを実施している」と回答した自治体が5.8%（同3自治体）であり、「養子縁組希望者用の特別プログラムを用意している」と回答した自治体は0%（同0自治体）であった。

<3>上記<1>と<2>をクロスすると「養子縁組里親のみに登録する場合と養育里親にも登録する場合がある」かつ「養育里親と同じプログラムで実施している」と回答した自治体が63.5%（有効回答数52自治体のうち33自治体）であり、多数を占めている。

< 4 > 里親研修の時間数は、基礎研修で 6.5 時間（SD は 3 時間）、認定前研修で 17.37 時間（SD は 6.29 時間）であった。

#### 【研究 2】 里親認定研修の内容に関する検討

里親認定研修について、児童福祉審議会における里親認定前の時期のみではなく、認定後でかつ里親委託前の時期の研修を充実することの必要性が明らかになった。そのため、A 研修（認定前の前期研修）、B 研修（認定前の後期研修）、C 研修（里親委託前の研修）という 3 段階に区分して里親認定研修の内容を整理した。

#### 【研究 3】 特別養子縁組の養親となる者の適格性に関する研究

養親となる者の適格性の要件として、「経済状況」「監護養育状況」「夫婦関係」「職業」「健康状態」「住居・居住環境」「養育方針」が複数の対象審判例において記述されている。そのため、これらが養親の適格性を判断するときに重要であると考えられる。しかし、その他にも「学歴」「性格」等の記述があり、複合的な事実を考慮して適格性の判断がなされていることがわかった。

## 4. 考察

【研究 1】により、養子縁組希望者であっても、その多くは養育里親にも登録していた。また、養子縁組希望者であっても、その多くは養育里親と同じ内容の研修を受けていた。基礎研修に関して工夫していることについての自由記述欄の内容によると、その背景には「養育里親と養子縁組里親が共通の研修を受講することで、双方に理解を促す研修を意識し、養育里親と養子縁組里親の役割の違いについて」学ぶ機会をあえて提供している（「すべて養子縁組里親と養育里親の両方に登録する」と回答した自治体）、「里親制度は社会的養護の制度である、との考えをもとに、養子縁組を希望されている方もすべて養育里親としての研修を受けていただく」（「養子縁組里親には登録せず養育里親に登録する」と回答した自治体）といった理由を指摘する回答があった。いずれも、養子縁組里親にも養育里親について学んで欲しいという見解であると考察した。

【研究 2】においては、【研究 1】の結果を受けて、養子縁組里親研修と養育里親研修の一部を重ねるという方向で検討をスタートした。しかし、両者を完全に分離した場合の有利な点なども検討する必要も感じられたので、両者を完全に分離する案についても継続的に

検討を行った。講義と演習に区分して考察すると、講義については、両者を合同で行うことの有効性や効率性を指摘することができたが、演習については、養子縁組里親希望者と養育里親希望者に分けて、それぞれの特徴を生かしながら実施することが有効であると考察した。さらに、平成28年2月時点までに行われている研修では、児童福祉審議会における里親認定前の時期にできるだけ多くの研修を実施することを目指している自治体が多いようであった。しかし、その結果、研修を受ける側からみると「具体的な場面をイメージし難く、研修参加者の学ぶ意欲をそいでいる」（研修を実施している研究協力者からの意見）という状態にある。このため、その知識が必要となる直前の時期に、その内容を研修の中に盛り込むという方針を立てて、検討を進めた。

【研究3】においては、「養親の年齢要件」と「特別養子縁組に関する児童相談所の調査書の有効性」について考察を行った。

「養親の年齢要件」については、特別養子縁組の養親となるための要件として、養親の年齢について言及されることがある。例えば、愛知県では原則的に40歳以下であること、一般社団法人ベアホープでは原則45歳以下であることを要件としている。このように組織によって、特別養子縁組の養親になるための「年齢」要件が異なっている。しかし、分析対象とした41審判例からは、「養親となる者と養子となる者との年齢差」については、特別養子縁組をする養親としての適格性を判断する要件としてわが国では扱われていないと考察した。

「児童相談所が提出した報告書の有効性」については、「Aを申立人らに里子として委託した〇〇市児童相談所では、これまでの監護養育状況を観察した結果、申立人らに養親としての適格性があり、申立人らとAの適合性も十分認められるとして、他に適当な保護者がいない同人については、申立人らとの間に特別養子縁組を成立させるのが最適であると判断している。」という記述にみられるよう、養育状況に関する調査記録として児童相談所の報告書は有効かつ重要なものであると裁判所によって判断されていると考察した。

## 5. 結論

養子縁組里親研修を企画・実施する際には以下のような点に考慮する必要があると思われる。

【1】「養親になることを希望する者」と「養子候補児童」それぞれの「自己の長期的変化」及び「養親と養子の組み合わせ」を意識して、短期から長期の見通しを立てつつ、研修内容を組み立てる必要がある。

【2】「養子縁組里親候補者」に対する「個別研修」とともに、他の候補者との相互学びあいを重視した「集団研修」の意義もあると思われる。①「個別研修」と「集団研修」、②「研修」と「里親担当専門職による個別面談」、③「認定前研修」と「認定後研修」という3つ

の組み合わせを意識しながら研修内容を継続的に検討する必要がある。

【3】「考えるための素材」と「考える方法」の両方を提供する必要がある。「養子縁組里親」制度を活用した日常的な「委託児童と里親」との関係は日々変化し種々のバリエーションがあるので、「こうすべき」という結論のみを伝授するのではなく、具体的な場面で、その時の「自己」で判断できるような「考えるための素材」を提供するとともに、「考える方法」を身につけるための機会を提供する必要がある。

## 6. 研究発表の状況

口頭発表 9 件（学会 4 件、本研究の報告会で 5 件）

学会発表は以下の通り。

○新保幸男・柴田千香・赤木拓人「里親認定前研修の現状に関する研究-児童相談所設置自治体への平成 28 年 2 月時点での実態調査」日本子ども家庭福祉学会第 17 回大会、平成 28 年 6 月 5 日

○赤木拓人・新保幸男「特別養子縁組審判例から見る養親となる者の適格性の要件に関する一考察」日本子ども家庭福祉学会第 17 回大会、平成 28 年 6 月 5 日

○新保幸男・赤木拓人「『養子縁組里親』希望者を対象とする認定前研修に関する研究」日本社会福祉学会第 64 回大会（査読済みで未発表、平成 28 年 9 月発表予定）

○赤木拓人・新保幸男「特別養子縁組裁判例における子の福祉に関する研究」日本社会福祉学会第 64 回大会（査読済みで未発表、平成 28 年 9 月発表予定）

## 7. 研究のまとめ

「里親認定に係る研修に関する研究」（H27-特別-指定-037）は、以下の 3 つの研究を短期間（平成 28 年 1 月 8 日～同年 3 月 31 日）に並行して行うことで研究を推進してきた。

その間、養子縁組によって養親となることを希望する者（「研修修了」かつ「名簿登録」などという厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る）のことを「養子縁組里親」として児童福祉法に位置づけるという規定（【第六条の四】第一号）などが盛り込まれた児童福祉法



改正案が平成 28 年 3 月末に国会に提案され、同年 5 月 27 日に可決成立し、同年 6 月 3 日に公布されるという状況と並行して、本研究とその成果のとりまとめ作業を行ってきた。

養子縁組里親に関する事項の施行日は、平成 29 年 4 月であるので、養子縁組里親を意識した研修内容をできるだけ早期に確定する必要があると思われる。

本「里親認定に係る研修に関する研究」(H27-特別-指定-037)では、3ヶ月弱で結論を得る必要があったので、以下の第 1 研究から第 3 研究に至る 3 つの研究を並行して進めざるを得なかった。しかし、調査対象となった児童相談所設置自治体のご協力、分担研究者・研究協力者の方々のご尽力により、短期間で第 2 研究である「里親認定研修案：平成 29 年 4 月実施を意識して」をとりまとめることができた。

第 1 研究「里親認定前研修の現状に関する研究-児童相談所設置自治体への平成 28 年 2 月時点での実態調査-

第 2 研究「里親認定研修案の作成研究：平成 29 年 4 月実施を意識して」

第 3 研究「特別養子縁組審判例における 特別養子縁組の養親となるものの適格性に関する研究」

「里親認定研修案：平成 29 年 4 月実施を意識して」をとりまとめるために、第 1 研究によって「里親認定前研修の現状」を把握し、第 3 研究によって「特別養子縁組審判例における 特別養子縁組の養親となるものの適格性」がどのように判断されているのかについての研究を行った。その意味で、本研究の最大の成果は、第 2 研究「里親認定研修案の作成研究：平成 29 年 4 月実施を意識して」なかでも、「里親認定研修案」の作成である。この第 2 研究を進めるに当たり、研修案策定のためのワーキンググループを設置し、18 回に及ぶ会議を持つと共に、メールや電話での打合せを頻繁に持った。「里親認定研修案策定ワーキンググループ」のメンバーは、次の通りである。

#### <里親認定研修案策定ワーキンググループ>

ロング朋子（一般社団法人ベアホープ）

柴田千香（愛知県西三河児童・障害者相談センター）

井上保男（神奈川県中央児童相談所）

後藤友美（神奈川県中央児童相談所）

赤木拓人（公益財団法人鉄道弘済会）

新保幸男（神奈川県立保健福祉大学）

その成果について理解していただくために、若干の補足をすることをお許し願いたい。

第2研究の主要研究成果である「里親認定研修科目（案）」については、当初、

X 研修（里親啓発のための研修）

A 研修（認定前の前期研修）

B 研修（認定前の後期研修）

C 研修（里親委託前の研修）

D 研修（里親委託後の研修）

E 研修（特別養子縁組成立後の研修）

という6段階で、里親を経由して特別養子縁組の養親となる方への研修のあり方を検討してきました。

しかしながら、当面の政策動向を考慮するとあまり先走るよりも、平成29年4月実施の案をまとめる作業を優先すべきと考え、

A 研修（認定前の前期研修）

B 研修（認定前の後期研修）

C 研修（里親委託前の研修）

について、「研修を受ける側」と「研修を提供する側」のことを意識しながら、研修科目案をまとめました。

改正児童福祉法第6条の4第2号の「養子縁組里親について、都道府県知事が行う研修」の内容に関する本研究における我々の現時点での案です。

第1研究によると、平成28年2月末時点で、

回答があった53自治体のうちの50自治体（94.3%）が、

「養育里親の認定前の研修と養子縁組里親の認定前の研修とを同じプログラムで実施している」と回答しています。

したがって、厚生労働省から発出する通知についても、

法改正前に法定化されていた「養育里親向けの研修」との関連を明示した上で、

今回法定化された「養子縁組里親向けの研修」の内容を示す必要があるかと感じます。

A 研修（認定前の前期研修）

では、講義演習（215分）のすべてと施設見学（半日）

をいずれも共通科目（養育里親研修と養子縁組里親研修の両方の共通科目）として設定している。

B 研修（認定前の後期研修）

では、講義演習（595分）のうち415分を共通科目、180分を（別々の科目）として設定している。

施設実習についても科目名は一緒です。実施場面においては、養子縁組里親候補者であることを意識した施設実習がおこなわれるであろうと思われる。

#### C 研修（里親委託前の研修）

では、講義演習（300分）のうち250分を（別々の科目）として設定している。

A 研修、B 研修、C 研修はそれぞれ以上のような特徴を有している。研修中及びその前後における児童相談所職員の業務との関連を意識しながら、研修と児童相談所業務を関連づけながら実施していただくことが望ましいと思われる。

「里親認定に係る研修に関する研究」（H27-特別-指定-037）は、平成29年4月施行予定の「養子縁組里親」制度の対象となる里親候補の方々に受けていただく大切な研修である。この研修の実施を通して、我が国の社会的養護がより充実することを願っている。

また、お忙しい中、調査にご協力いただいた児童相談所設置自治体のみなさま、調査研究を事務という側面から支えてくださった方々、分担研究者・研究協力者のみなさまのご尽力で本報告を提出することができた。本報告書の最後ではあるが、あらためて感謝を申し上げます。

「里親認定に係る研修に関する研究」（H27-特別-指定-037）

研究代表者 新保幸男（神奈川県立保健福祉大学）

## 第1研究

「里親認定前研修の現状に関する研究-  
児童相談所設置自治体への平成28年  
2月時点での実態調査-」

# 1. 研究目的

「養子縁組里親」（候補者を含む）に対する「研修」及び関連業務のあり方について検討することが本研究の目的である。

その際、本報告では、

①今回の改正法公布（平成28年6月3日）以前の児童福祉法においてすでに法定化されている「養育里親希望者向けの認定前研修」の実態を調査結果に基づいて検討する。

②法定化されてはいないけれどすでに多くの自治体で実施されている「養子縁組を意識した里親候補者に対する認定前研修」の特徴について、すでに法定化されている「養育里親候補者」向けの研修との関係について検討する

# 2. 倫理的配慮

本研究は、神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査委員会の承認（保大第25-61）を得た上で、平成27年厚生労働科学研究「里親認定に係る研修に関する研究」（H27-特別-指定-037）の研究助成を受けて実施した。また、研究過程および結果の公表にあたって、良識と知的誠実さと倫理が要請されることを自覚し、日本社会福祉学会研究倫理指針に則って研究を進めた。

### 3. 調査研究方法

(1) 調査対象者は、児童相談所を設置している全国69都道府県市児童福祉主管部(局)長であり、当該調査対象者を名宛て人として、当該部(局)の代表アドレスとして先方から指示されたアドレスに研究代表者から送付した。

(2) エクセルファイルで調査票を作成し、調査票であるエクセルファイルを調査対象者に電子メールで送付し、記入後のエクセルファイルを電子メールに添付して送付するという方法で調査票を回収した。

(3) 調査対象となった69自治体(児童相談所設置自治体)のうち、平成28年3月末日現在の回答自治体数は54自治体であった。(回答率は78.2%)

### 4. 研究結果

#### <1>

「養子縁組希望者に対する里親登録にかかわる各自治体の一般的な対応」について N=52

1. 希望者はすべて養子縁組里親と養育里親の両方に登録する  
→5自治体(9.6%)
2. 希望者により養子縁組里親のみに登録する場合と養育里親にも登録する場合がある  
→36自治体(67.3%)
3. 養子縁組里親には登録せず養育里親に登録する  
→5自治体(9.6%)
4. 希望者はすべて養子縁組里親にのみ登録する  
→6自治体(11.52%)

「希望者により養子縁組里親のみに登録する場合と養育里親にも登録する場合がある」という回答をした自治体が最も多く、調査時点における自治体の一般的な対応策であると考えられる。

## < 2 >

「養育里親の認定前の研修と養子縁組里親の認定前の研修とを一緒に実施しているか」 N=52

1. 同じプログラムで実施している

→49自治体（94.2%）

2. 基本的に同じだが、「養子縁組里親」向けの一部別プログラムを導入している。

→3自治体（5.8%）

3. 「養子縁組里親の認定前の研修」用の特別プログラムを実施している。

→0自治体（0%）

94.2%の自治体が、養育里親の認定前の研修と養子縁組里親の認定前の研修とを同じプログラムで実施している。この背景には、養子縁組希望者に対して、養育里親の仕組みについても理解して欲しいという各自治体の意図があるようである。

## < 3 >

研修時間数について

(1) 基礎研修にかけている時間数

平均値 6.5時間                      中央値 6時間

最大値 16時間                      最小値 1時間

(2) 認定前研修にかけている時間数

平均値 17.27時間                      中央値 18時間

最大値 33.5時間                      最小値 5時間

基礎研修については6.5時間。認定前研修については17.27時間の研修を実施している。一方、最大値と最小値の差は大きい。研修にかけている時間については自治体間の差が著しい。

(3) 基礎研修を外部に委託しているか否か

委託している	16	(29.6%)
委託していない	38	(70.4%)

(4) 認定前研修を外部に委託しているか否か

委託している	16	(29.6%)
委託していない	38	(70.4%)

(5) 上記(3)で委託している自治体は、すべて(4)においても委託をしている。

研修実施を委託している自治体が約3割ある。研修を委託する場合、研修講師のみを外部委託をする場合と、里親希望者の研修中の行動を観察する役割まで外部委託をする場合がある。

#### < 4 >

#### 基礎研修の内容について工夫していること

<A 自治体：「養子縁組里親」と「養育里親」の両方に登録することを原則としている自治体>

養子縁組里親の方が研修受講者に多いため、養子縁組里親を意識した研修内容になっている。また、養育里親と養子縁組里親が共通の研修を受講することで、双方に理解を促す研修を意識し、養育里親と養子縁組里親の役割等の違いについて扱っている。各講義間の内容整理を行い、不必要な重複のないよう統一資料を作成し、持ち回りで講義する。職員が講義しやすいよう、必要箇所には口頭原稿も作成している。

<B 自治体：「養子縁組希望者」であっても「養育里親」のみに登録することを



原則としている自治体>

養子縁組を希望されている人に向けて、養育里親と区別している内容はありませぬ。里親制度は社会的養護の制度である、との考えを元に、養子縁組を希望されている方もすべて養育里親としての研修を受けていただき、養育里親として登録しています。縁組を希望される方には、養育里親として委託を受けていた中で縁があれば縁組になる可能性もあります、と伝えています。児童相談所としては、縁組希望の方には、なるべく縁組可能な子どもを委託するように努力はしています。なお、養育里親なので、更新研修も当然受講義務があります。また、長期の委託に向けて養育に慣れるためにも、緊急一時保護などを積極的に受けていただくようお願いをしています。

## < 5 >

### 基礎研修前の里親担当職員の業務

<A 自治体：「養子縁組里親」と「養育里親」の両方に登録することを原則としている自治体>

電話等で希望者から相談を受けると、「動機」「希望する里親の種類」「年齢」「家族構成」等を確認する。婚姻期間（3年以上）や年齢（特別養子希望の場合は40歳を目安）、夫婦はもちろん親族の意向もできれば確認し、登録の要件を満たしそうか判断をする。

夫婦で来所してもらい面談を行う際には、原則、地区担当福祉司と里親担当者で対応する。まず、里親制度や登録の流れ等を伝える。「里親制度は子どものための制度である」ことは繰り返し伝える。制度の説明を行い希望者が登録の意向を示せば、基礎研修に進むかどうかを判断するための情報として、夫婦の職歴・成育歴や親族の状況、住居の状況や資産等について確認をする。夫婦の病歴も注意して確認し、何らかの疾患があれば希望者と調整をして病院訪問をして医師の意見を確認することもある。希望者によっては、複数回時間をかけて聴き取りを行う場合もある。

基礎研修に進むかどうかは、所内での会議にて承認を得る。

<B 自治体：「養子縁組希望者」であっても「養育里親」のみに登録することを原則としている自治体>

電話等で相談を受けた場合、里親制度の概要を説明する。その際、B自治体では養子縁組を目的とした里親認定は行っていないこと、養育里親として登録し

ていただき、その過程で縁があれば養子縁組できる場合もあるがそれほど件数は多くないことを説明する。そのうえで、より詳しく認定の要件などの書かれているパンフレットを送付し、詳しく話を聞きたいという場合には、再度先方からご連絡いただき、日程調整する。

来所していただき里親担当者と地区担当福祉司が同席してインテーク面接をし、複数の目で人柄等を把握するように努めている。養子縁組希望の方には、民間の斡旋団体にも相談しているかどうかを確認している。

ただ、斡旋団体に相談しているから里親になれない、ということではない。相談受付受理票に記載し、幹部職員まで回覧して周知を図る。

## < 6 >

### 「認定前研修期間中」の里親担当職員の業務

<A 自治体：「養子縁組里親」と「養育里親」の両方に登録することを原則としている自治体>

実習では、施設での体験を行ってもらう。特別養子縁組希望者のうち、新生児を含め乳幼児を委託する可能性が高い方には、乳児院での実習を優先的に調整し、3歳以上の幼児を委託する可能性が高い方には、児童養護施設での実習を案内している。

登録後に里親が相談しやすいよう地域を管轄する里親支援専門相談員にも、研修期間から関わってもらっている。実習を通じ、夫婦の人柄や特徴、考え方等についても触れてもらい、児相への報告を依頼している。

認定前研修以降は、里親サロンへの参加も促し里親どうしのつながりをつくってもらおうよう声かけしている。

<B 自治体：「養子縁組希望者」であっても「養育里親」のみに登録することを原則としている自治体>

研修中の様子からは、里親制度・社会的養護が必要な子どもの状況の理解ができてきているか、等を見るように心掛けているが、テストするわけではなく、あくまでも、研修中の態度や質問などをするかどうか、などで見ている。例えば、先輩里親とのグループワーク（ほとんどがフリートークとなっているが）での質問の内容や積極性、座席の座り方や研修中のやりとりで夫婦間のコミュニケーションの取り方なども見ている。また、他の受講者や職員とのやりとりで、他人とのコミュニケーションの様子を見たり、里親になった時に関係機関と協力関係が作りやすいかどうかも見ている。

## < 7 >

### 「児童福祉審議会での認定」から「里親委託」までの間の里親担当職員の業務

<A 自治体：「養子縁組里親」と「養育里親」の両方に登録することを原則としている自治体>

里親登録が済むと、登録通知とともに「登録証」を配布している。登録証の配布を里親サロンで実施し、里親をサロンや里親会とつなげる等の工夫を行う場合もある。

里親サロンへの積極的な参加を促す中で、里親同士で里親制度の確認（里親賠償責任保険やレヘルパー等）・委託された後の真実告知の重要性等の情報を共有してもらう。

また、児童相談所の里親担当者からも里親制度の再確認（子どもための制度であること）・委託されることの覚悟（障害の有無・性別・年齢）を繰り返し伝え、確認し、棄児や急な新生児等の相談があった場合、迅速に対応できるよう、里親家庭の状況をきちんと把握できるよう努めている。年に1回、里親の意向等を確認するためアンケートも実施している。

当県では、管内の里親に委託があると委託を関係者（里親・児童相談所等）でお祝いする式があり、里親としての活動の意欲を高めてもらう機会の1つとしている。そういった場には、登録間もない里親には可能な限り出席してもらっている。

インターネット・スマートフォンの普及により、簡単に情報が拡散される時代であるため、サロンで得られる委託児童等に関する情報の取り扱いについても指導を行っている。

<B 自治体：「養子縁組希望者」であっても「養育里親」のみに登録することを原則としている自治体>

登録証が出来上がる頃に、認定式を各児相で行う。所長・課長・地区担当福祉司・里親担当・里親相談員・里親会会長が出席する。認定式のあと、里親養育ハンドブックの説明や里親会の案内などを行う。

認定後に乳児院での実習（原則10日間・養育経験がある方は5日間）を行っており、その実習を通して認定前の1日～1日半の実習では把握できない、子どもへの対応の様子や人柄、夫婦関係などを把握するようにしている。

実際に各所の里親担当職員が実習中の様子を見たり、里親から話を聞いたり、

実習先の里親支援専門相談員から実習の様子 of 報告を受ける。

児童相談所における里親担当職員が行う業務の流れを、その時々 to 並行して行われている里親研修の内容と関連付けながら理解することが大切である。